

電気事業法改正の概要について

令和4年10月31日

産業保安グループ

電力安全課

1. 電気事業法の改正（令和4年6月15日成立）

- 第208回通常国会において、令和4年6月15日、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号。高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一括改正法案）が成立。
- 本改正により、電気事業法において、① **認定高度保安実施設置者に係る認定制度**、② **小規模事業用電気工作物に係る届出制度等**、③ **登録適合性確認機関による事前確認制度**、の3制度が導入。

(1) 認定高度保安実施設置者 (2) 小規模事業用電気工作物 (3) 登録適合性確認機関による事前確認制度



2. 小規模事業用電気工作物に係る保安規制の概要

● 今般の電気事業法改正により、小規模な再エネ設備(太陽光:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)を、事業用電気工作物の新たな類型(「小規模事業用電気工作物」)に位置付け、事業者に以下の義務を課す。

- ① 電気工作物を技術基準に適合するように維持すること
- ② 設備の使用前に安全確認を行うこと
- ③ 国に設備の基礎情報(設備所有者、設備の種類・所在地・保安管理担当者等)の届出を行うこと

従来の区分	新たな区分	保安規制				保安規制				
		太陽光発電設備		風力発電設備		太陽光発電設備		風力発電設備		
		<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		
事業用電気工作物	事業用電気工作物	2,000kW以上	技術基準維持義務 保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査	報告徴収	立入検査	500kW以上	技術基準維持義務 保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査 定期安全管理検査	報告徴収 事故報告 立入検査
		50kW以上 2,000kW未満	技術基準の適合	使用前自己確認 ※1			20kW以上 500kW未満	技術基準の適合	使用前自己確認	
		小規模事業用 電気工作物【新設】	維持義務 【新設】 届出 基礎情報	使用前自己確認 【範囲拡大】	事故報告		維持義務 【新設】 届出 基礎情報	使用前自己確認 【範囲拡大】		
一般用電気工作物	一般用電気工作物	10kW以上 50kW未満								
		10kW未満 小出力 発電設備			事故報告は、 10kW未満については除く	居住の用に 供されているものも含める。				

※ 1 太陽光発電については従来500kW以上を対象としていたが、50kW以上も省令で対象化する予定

3. 小規模事業用電気工作物に係る届出制度等の制度周知 <広報活動>

- 小規模事業用電気工作物の設置者は、その数が非常に多く、また中小企業や個人事業主等が多く含まれることが想定されるため、新たな制度の円滑な開始に向け、十分な周知が極めて重要。
- 具体的には、チラシやポスターなどの紙媒体や特設サイトによる周知を想定しているが、より効果的な方法があれば追加を検討していく。
- 加えて、一元的な問い合わせ窓口（コールセンター）を設置し、万全な体制を確保する予定。

<広報活動等>

【チラシ・ポスター等】

- チラシ・パンフレット（Q&A）：1万部
- ポスター：100部
- WEB広告
- 当省HP特設サイト構築（概要、FAQ、チャットボット等）

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

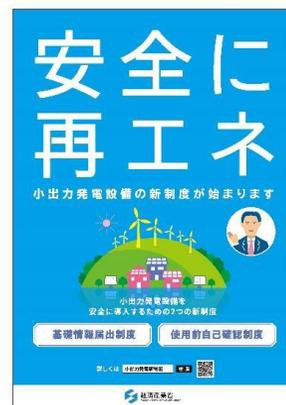
【動画作成】

- 制度(基礎情報届出、使用前自己確認)の概要
- 使用前自己確認の項目、確認方法等
- 国への届出等の仕方等（オンライン申請含む）

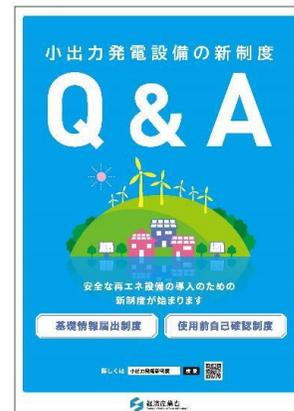
【コールセンター設置・運営】

- 令和4年10月3日～令和5年3月を予定
- 0570-045-660（9:00～17:00 平日のみ）

ポスター



チラシ・パンフレット



特設サイト設置



コールセンター設置

※デザインはイメージ

3. 小規模事業用電気工作物に係る届出制度等の制度周知 ＜使用前自己確認の方法等に関する講習会の開催＞

- 今般の改正により、使用前自己確認制度の**対象者が大幅に増加し、また、構造的リスクに関する新たな確認項目が追加**されることから、**点検の内容やポイント等を伝える講習会**を用意し、その内容を幅広く周知していく。
- なお、小規模事業用電気工作物の使用前自己確認は、設置者が実施する場合のみならず、外部※へ委託する場合もあると考えられることから、こうした事業者も、講習会の受講者として想定。

※施工業者（工務店、電気工事士等）、O&M事業者、メーカー、販売店等

＜講習会のイメージ＞

<p>【対面開催】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 実施時期：令和4年10月30日～令和5年3月■ 開催場所：全国主要都市等30箇所以上■ 所要時間：1講習会当たり1日（終日）を予定■ 実施内容：<ul style="list-style-type: none">✓ 制度(基礎情報届出、使用前自己確認)の概要✓ 使用前自己確認（太陽光、風力）の項目、確認方法等✓ 国への届出等の仕方等（オンライン申請含む）✓ 効果測定（小テスト等）・修了証交付	<p>【オンライン開催】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 2回（太陽光、風力）実施■ 内容は、基本、対面開催と同じ <p>※<u>講習修了者は、受講者自らが希望しない場合を除き、経産省HP等にて原則公表</u></p>
--	--

発電設備を お持ちのみなさま

新制度講習会が
10月30日
スタートします

全国30ヶ所
オンライン配信有り



太陽電池発電

10～50kW未満



風力発電

20kW未満

2つの保安規制が義務化されます。

2023年
3月を予定

基礎情報届出制度

基礎情報の届出が必要になります

- 小規模事業用電気工作物(太陽電池:10～50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。
- 既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても施行から6カ月以内までに届出が必要です。
以下の場合にはFIT認定の有無にかかわらず届出を求めます。
 - ①基礎情報の項目に変更があった場合
 - ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

使用前自己確認制度

事前の安全確認が必要になります

- 使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物(太陽電池:500～2000kW未満、風力:20～500kW未満)に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10～500kW未満、風力:20kW未満)も、使用前自己確認が義務となります。
電气的リスクに加え、構造的リスクについても確認が必要です。

詳しくは

小出力発電 規制

検索

<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry